

所管部課	政策経営部 広報プロモーション課	部長	五十嵐 孝雄		
件名	東大和市団体等が行う事業等に係るSNS協力事務取扱要綱について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	総務部総務課、教育部教育総務課			
<p>1. 要 旨</p> <p>市公式SNSを使用した広報の協力に係る基準や手続きを定めるため、標記要綱を制定したい。</p> <p>(1) 目的</p> <p>東大和市以外の団体又は機関等（以下「団体等」という。）が主催する事業や催し物（以下「事業等」という。）について、市の公式SNSを使用して広報の協力を行うことにより、もって市の認知度の向上や市民の郷土愛の醸成等を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 対象事業等</p> <p>団体等が主催する事業等のうち、次に掲げるすべての要件に該当する事業等</p> <p>① 東大和市又は東大和市教育委員会による後援名義使用の承認決定を受けていること</p> <p>② 不特定多数の市民等が参加でき、市が実施しているブランドプロモーションの趣旨に合致すると認められること</p> <p>③ 文書又は電磁的記録によって、その主旨及び内容が広く公表されていること</p> <p>(3) 施行日</p> <p>市長決裁日</p> <p>(4) 影響及び効果</p> <p>ブランドプロモーションの実施効果とともに、事業等の内容によっては、地域経済の活性化の効果も期待できる。</p>					
2. 経 過（現時点に至るまでの経過）					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
庁議における報告後、速やかに制定事務を進めたい。					
5. 審議結果					
了承					